# 健康・医療戦略推進本部令 （平成二十六年政令第二百五号）

#### 第一条（専門調査会）

健康・医療戦略推進本部（次条において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

##### ２

専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

##### ３

専門調査会の委員は、非常勤とする。

##### ４

専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

#### 第二条（本部の運営）

この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、健康・医療戦略推進本部長が本部に諮って定める。

# 附　則

この政令は、健康・医療戦略推進法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年六月十日）から施行する。